

【Ⅲ－6 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進－⑯】

⑯ 歯科固有の技術の評価の見直し

第1 基本的な考え方

歯科固有の技術について、実態に合わせた見直しを行うとともに、歯科医療の推進に資する技術については、医療技術評価分科会等における検討を踏まえつつ、口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応及び生活の質に配慮した歯科医療の推進の観点から適切な評価を行う。

第2 具体的な内容

1. 小児の外傷歯に対して用いる、歯・歯列の保護を目的とした口腔内装置の製作を評価する。

改 定 案	現 行
<p>【口腔内装置（1装置につき）】 [算定要件]</p> <p>注 顎関節治療用装置、歯ぎしりに対する口腔内装置、<u>口腔粘膜等の保護のための口腔内装置、外傷歯の保護のための口腔内装置</u>又はその他の口腔内装置を製作した場合に当該製作方法に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。</p>	<p>【口腔内装置（1装置につき）】 [算定要件]</p> <p>注 顎関節治療用装置、歯ぎしりに対する口腔内装置又はその他口腔内装置を製作した場合に当該製作方法に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。</p>

2. 舌接触補助床の算定対象となる患者に、舌の筋力や運動機能の低下等がみられる口腔機能低下症の患者を追加する。

改 定 案	現 行
<p>【舌接触補助床（1装置につき）】 [算定要件]</p> <p>(1) 舌接触補助床とは、<u>脳血管疾患、口腔腫瘍又は口腔機能低下症等の患者であって、当該疾患による摂食機能障害又は発音・構音障害を有するもの</u>に対して、舌接触状態等を変化させて摂食・嚥下機能の改善を目的とするために装着する床又は有床義歯形態の補助床</p>	<p>【舌接触補助床（1装置につき）】 [算定要件]</p> <p>(1) 舌接触補助床とは、<u>脳血管疾患や口腔腫瘍等による摂食機能障害を有する患者</u>に対して、舌接触状態等を変化させて摂食・嚥下機能の改善を目的とするために装着する床又は有床義歯形態の補助床をいう。<u>なお、「2 旧義歯を用いた場合」とは、既に製作している</u></p>

<p>をいう。口腔機能低下症の患者について、関係学会の診断基準により口腔機能低下症と診断されている患者のうち、低舌圧（区分番号D012に掲げる舌圧検査を算定した患者に限る。）に該当するものに対して行った場合に算定できる。</p>	<p><u>有床義歯の形態修正等を行った場合をいう。</u></p>
<p>(2) 「<u>2 旧義歯を用いた場合</u>」とは、既に製作している有床義歯の形態修正等を行って製作した場合をいう。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>

3. 口腔細菌定量検査の算定対象となる患者に、入院中の患者を加える。

改 定 案	現 行
<p>【口腔細菌定量検査（1回につき）】</p> <p>[算定要件]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該検査は、次のいずれかに該当する患者に対して口腔バイオフィルム感染症の診断を目的として実施した場合に算定できる。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>イ又はハ以外の患者であつて、入院中のもの</u></p> <p>ハ (略)</p>	<p>【口腔細菌定量検査（1回につき）】</p> <p>[算定要件]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該検査は、次のいずれかに該当する患者に対して口腔バイオフィルム感染症の診断を目的として実施した場合に算定できる。</p> <p>イ (略)</p> <p>（新設）</p> <p>ロ (略)</p>

4. 非経口摂取患者口腔粘膜処置の算定対象となる患者に、経口摂取は可能であるが、ごく少量に限られる患者を加える。

改 定 案	現 行
<p>【非経口摂取患者口腔粘膜処置（1口腔につき）】</p> <p>[算定要件]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該処置の対象患者は、経管栄養等を必要とする、<u>経口摂取が困難又は可能であってもわずかであり、患者自身による口腔清掃が困難な療養中の患者であって、口腔</u></p>	<p>【非経口摂取患者口腔粘膜処置（1口腔につき）】</p> <p>[算定要件]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該処置の対象患者は、経管栄養等を必要とする、<u>経口摂取及び患者自身による口腔清掃が困難な療養中の患者であって、口腔内に剥離上皮膜の形成を伴うものをい</u></p>

内に剥離上皮膜の形成を伴うものをいう。 (3) (略)	う。 (3) (略)
--------------------------------	---------------

5. 口腔バイオフィルム感染症の患者に対して、口腔バイオフィルムの除去を行った場合の評価を新設するとともに、歯周基本治療の評価対象を見直す。

(新) 口腔バイオフィルム除去処置

●●点

[算定要件]

- (1) 口腔バイオフィルムの除去が必要な患者に対して、歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が口腔バイオフィルムの除去を行った場合に、月●●回に限り算定する。
- (2) 口腔バイオフィルム除去処置を算定した月において、区分番号 I 0 1 0 に掲げる歯周病処置、区分番号 I 0 1 1 に掲げる歯周基本治療、区分番号 I 0 1 1 - 2 に掲げる歯周病定期治療、区分番号 I 0 1 1 - 2 - 3 に掲げる歯周病重症化予防治療、区分番号 I 0 2 9 に掲げる周術期等専門的口腔衛生処置、区分番号 I 0 2 9 - 2 に掲げる在宅等療養患者専門的口腔衛生処置、区分番号 I 0 3 0 に掲げる機械的歯面清掃処置、I 0 3 0 - 2 に掲げる非経口摂取患者口腔粘膜処置及び区分番号 I ●●に掲げる回復期等専門的口腔衛生処置は別に算定できない。

改 定 案	現 行
<p>【歯周基本治療】</p> <p>[算定要件]</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>【歯周基本治療】</p> <p>[算定要件]</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>(1)の規定に関わらず、D 0 0 2 - 6 に掲げる口腔細菌定量検査を行った場合、有歯顎患者に限り口腔バイオフィルム感染症の治療を目的として、「1 スケーリング」に限り算定して差し支えない。なお、「口腔バイオフィルム感染症に対する口腔細菌定量検査に関する基本的な考え方」（令和4年3月日本歯科医学会）を参考とし、歯周病と口腔バイオフィルム感染症の治療を目的として、それぞれの疾患につき当該処置を行った場合においても、歯周基本治療はどちらか一方の主たる疾患に算定する。</u></p>

6. 口腔リンパ管腫局所注入等の医科点数表において評価されている処置について、診療実態を踏まえて歯科点数表においても評価するとともに、第8部処置に薬剤料の節を新設する。

(新) 口腔リンパ管腫局所注入 ●●点

[算定要件]

6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、●●点を加算する。

(新) 摘便 ●●点

(新) ハイフローセラピー（1日につき）

1 15歳未満の患者の場合

●●点

2 15歳以上の患者の場合

●●点

(新) 経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法 ●●点

[算定要件]

区分番号I009-2に掲げる創傷処置、区分番号J084に掲げる創傷処理の費用は所定点数に含まれるものとする。

(新) 留置カテーテル設置 ●●点

(新) 超音波ネブライザ（1日につき） ●●点

改 定 案	現 行
<p><u>【処置】</u></p> <p><u>薬剤料</u></p> <p><u>薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。</u></p>	(新設)

7. 歯冠補綴物及び欠損補綴物の製作にあたり、ICTの活用を含め歯科医師と歯科技工士が連携して色調採得等を行った場合の評価を新設する。

改 定 案	現 行
<p>【印象採得】</p> <p>〔算定要件〕</p> <p><u>注 1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M011-2に掲げるレジン前装チタン冠又は区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、●●点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とした印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算1は1回として算定する。</u></p>	<p>【印象採得】</p> <p>〔算定要件〕</p> <p>(新設)</p>
<p><u>2 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠、区分番号M011-2に掲げるレジン前装チタン冠又は区分番号M015-2に掲げるCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、●●点を所定点数に加算する。ただし、同時に2以上の補綴物の製作を目的とし</u></p>	<p>(新設)</p>

た印象採得を行った場合であっても、歯科技工士連携加算2は1回として算定する。

3 注1に規定する加算を算定した場合には、当該補綴物について、注2に規定する加算並びに区分番号M006に掲げる咬合採得の注1及び注2並びに区分番号M007に掲げる仮床試適の注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は別に算定できない。

4 注2に規定する加算を算定した場合には、当該補綴物について、注1に規定する加算並びに区分番号M006に掲げる咬合採得の注1及び注2並びに区分番号M007に掲げる仮床試適の注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は別に算定できない。

5 (略)

【咬合採得】

[算定要件]

注1 2のイ(2)並びに口(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を作成することを目的として、咬合採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算1として、●●点を所定点数に加算する。

2 2のイ(2)及び口(2)(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合す

(新設)

(新設)

注 (略)

【咬合採得】

[算定要件]

(新設)

(新設)

るものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ブリッジ又は有床義歯を製作することを目的として、咬合探得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて咬合状態の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、●●点を所定点数に加算する。

3 注1に規定する加算を算定した場合には、当該補綴物について、注2に規定する加算並びに区分番号M003に掲げる印象探得の注1及び注2並びに区分番号M007に掲げる仮床試適の注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は別に算定できない。

4 注2に規定する加算を算定した場合には、当該補綴物について、注1に規定する加算並びに区分番号M003に掲げる印象探得の注1及び注2並びに区分番号M007に掲げる仮床試適の注1及び注2に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2は別に算定できない。

5 (略)

【仮床試適】

[算定要件]

注1 2及び3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに対面で床の適合状況の確認等を行い、当該補綴

(新設)

(新設)

注 (略)

【仮床試適】

[算定要件]

(新設)

物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算 1として、●●点を所定点数に加算する。

2 2及び3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯等を製作することを目的として、仮床試適を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて床の適合状況の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算 2として、●●点を所定点数に加算する。

3 注 1に規定する加算を算定した場合には、当該補綴物について、注 2に規定する加算並びに区分番号M003に掲げる印象採得の注 1及び注 2並びに区分番号M006に掲げる注 1及び注 2に規定する歯科技工士連携加算 1及び歯科技工士連携加算 2は別に算定できない。

4 注 2に規定する加算を算定した場合には、当該補綴物について、注 1に規定する加算並びに区分番号M003に掲げる印象採得の注 1及び注 2並びに区分番号M006に掲げる咬合採得の注 1及び注 2に規定する歯科技工士連携加算 1及び歯科技工士連携加算 2は別に算定できない。

5 (略)

【印象採得】

[施設基準]

一の二の二 印象採得、咬合採得及び仮床試適の歯科技工士連携加算 1及び歯科技工士連携加算 2の施設基準

(1)歯科技工士連携加算 1の施設基

(新設)

(新設)

(新設)

注 (略)

【印象採得】

[施設基準]

(新設)

<p><u>準</u></p> <p><u>歯科技工士を配置していること</u> <u>又は他の歯科技工所との連携が確保されていること。</u></p> <p><u>(2)歯科技工士連携加算2の施設基準</u></p> <p><u>イ 他の歯科技工所との連携が確保されていること。</u></p> <p><u>口 情報通信機器を用いた歯科診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。</u></p> <p><u>※ 咬合探得及び仮床試適についても同様。</u></p>	
--	--

8. 大臼歯CAD/CAM冠について、要件を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【CAD/CAM冠（1歯につき）】</p> <p>[算定要件]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) CAD/CAM冠は以下のいずれかに該当する場合に算定する。</p> <p>イ 前歯又は小臼歯に使用する場合</p> <p>口 <u>大臼歯にCAD/CAM冠用材料（V）を使用する場合</u></p> <p>ハ <u>第一大臼歯又は第二大臼歯にCAD/CAM冠用材料（III）を使用する場合</u></p> <p>なお、ハの場合は、当該CAD/CAM冠を装着する部位の対側に大臼歯による咬合支持（固定性ブリッジ又は乳歯（後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を含む。）による咬合支持を含む。以下、咬合支持という。）がある患者であって、以下のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>① <u>当該CAD/CAM冠を装着する部位と同側に大臼歯に</u></p>	<p>【CAD/CAM冠（1歯につき）】</p> <p>[算定要件]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) CAD/CAM冠は以下のいずれかに該当する場合に算定する。</p> <p>イ 前歯又は小臼歯に使用する場合</p> <p>（新設）</p> <p>口 <u>上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等において、CAD/CAM冠用材料（III）を第一大臼歯に使用する場合</u></p>

<p><u>よる咬合支持があり、当該補綴部位に過度な咬合圧が加わらない場合等</u></p> <p><u>② 当該CAD/CAM冠を装着する部位の同側に大臼歯による咬合支持がなく、当該補綴部位の対合歯が欠損（部分床義歯を装着している場合を含む。）であり、当該補綴部位の近心側隣在歯までの咬合支持がある場合</u></p> <p><u>二・ホ</u> (略) (3)～(5) (略) (削除)</p>	<p><u>八・ニ</u> (略) (3)～(5) (略)</p> <p><u>(6) CAD/CAM冠用材料(V)</u> <u>を使用したCAD/CAM冠を装着する場合、歯質に対する接着力を向上させるためにサンドブラスト処理及びプライマー処理を行い接着性レジンセメントを用いて装着すること。</u></p>
<p>【装着】 [算定要件] (6) 「注1」の内面処理加算1とは、CAD/CAM冠、CAD/CA Mインレー又は高強度硬質レジン ブリッジを装着する際に、歯質に 対する接着力を向上させるために 行うアルミナ・サンドブラスト処 理及びプライマー処理等をいう。 なお、当該処理に係る保険医療材 料等の費用は、所定点数に含まれ る。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>「注1」の内面処理加算1又は 「注2」の内面処理加算2を算定 する場合は、接着性レジンセメン トを用いて装着すること。</u></p>	<p>【装着】 [算定要件] (6) 「注1」の内面処理加算1とは、 CAD/CAM冠、CAD/CA Mインレー又は高強度硬質レジン ブリッジを装着する際に、歯質に 対する接着力を向上させるために 行うアルミナ・サンドブラスト処 理及びシランカップリング処理等 をいう。なお、当該処理に係る保 険医療材料等の費用は、所定点数 に含まれる。</p> <p>(7) (略) (新設)</p>

9. クラウン・ブリッジ維持管理料について、対象となる歯冠補綴物を見直す。

改 定 案	現 行
【クラウン・ブリッジ維持管理料】	【クラウン・ブリッジ維持管理料】

<p>(1 装置につき)】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 クラウン・ブリッジ維持管理料を保険医療機関単位で算定する旨を地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物（区分番号M010の2に掲げる4分の3冠（前歯）、区分番号M010の3に掲げる5分の4冠（臼歯）、区分番号M010の4に掲げる全部金属冠（臼歯及び大臼歯）及び区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠を除く。）又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した患者に対して、当該維持管理の内容に係る情報を文書により提供した場合に算定する。</p>	<p>(1 装置につき)】</p> <p>[算定要件]</p> <p>注1 クラウン・ブリッジ維持管理料を保険医療機関単位で算定する旨を地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した患者に対して、当該維持管理の内容に係る情報を文書により提供した場合に算定する。</p>
--	--

10. 学校歯科健診で不正咬合の疑いがあると判断され、歯科医療機関を受診した患者に対して、歯科矯正治療の保険適用の可否を判断するために必要な検査・診断等を行う場合について、新たな評価を行う。

(新) 歯科矯正相談料

- | | |
|--------------------|------------|
| <u>1 歯科矯正相談料 1</u> | <u>●●点</u> |
| <u>2 歯科矯正相談料 2</u> | <u>●●点</u> |

[算定要件]

- (1) 第13部に掲げる歯科矯正の適応となる咬合異常又は顎変形症が疑われる患者に対し、歯・歯列の状態、咬合状態又は顎骨の形態等の分析及び診断を行い、当該患者に対し、診断結果等を文書により提供した場合に、年度に●●回に限り算定する。
- (2) 区分番号E000の1に掲げる単純撮影若しくは2に掲げる特殊撮影又は区分番号E100の1に掲げる単純撮影若しくは2に掲げる特殊撮影は別に算定できる。
- (3) 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

11. 歯科点数表第8部「処置」の抜髓等において、歯科麻酔薬を使用した場合の薬剤の費用の算定方法を見直す。

改 定 案	現 行
-------	-----

<p>【処置（通則）】</p> <p>[算定要件]</p> <p>7 120点以上の処置又は特に規定する処置の所定点数は、当該処置に当たって、表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔を行った場合の費用を含む。<u>ただし、区分番号 I 〇〇4 の 1 に掲げる生活歯髄切断又は区分番号 I 〇〇5 に掲げる抜髄を行う場合の麻酔に当たって使用した薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣の定めるところにより算定できる。</u></p>	<p>【処置（通則）】</p> <p>[算定要件]</p> <p>7 120点以上の処置又は特に規定する処置の所定点数は、当該処置に当たって、表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔を行った場合の費用を含む。</p>
---	--

12. 区分C2（新機能・新技術）で保険適用された新規医療技術について、技術料の新設等を行う。

(新) 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法 ●●点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、頭頸部悪性腫瘍の患者に対して、光線力学療法を実施した場合に算定する。

[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な歯科医師及び看護師が配置されていること。
- (2) 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (3) 当該療養を行うにつき十分な機器を有していること。

13. 医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、医療技術の評価及び再評価を行い、優先的に保険導入すべきとされた新規技術の保険導入及び既存技術の診療報酬上の評価を行う。

[診療報酬改定において対応する優先度が高い技術のうち、学会等から医療技術評価分科会に提案があったものの例]

- (1) 結合組織移植術
- (2) 小児保隙装置
- (3) ブリッジの支台装置としての第二臼歯レジン前装冠
- (4) CAD/CAMインレー修復に対する光学印象法
- (5) 小児の舌圧検査

14. 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の推進及び臨床の実態等の観点から、既存技術の評価の見直しを行う。

[評価の見直しを行う技術の例]

- (1) 歯髄保護処置
- (2) 歯髄切断
- (3) 拔髓
- (4) 感染根管処置
- (5) 根管貼薬処置
- (6) 加圧根管充填処置
- (7) レジン前装金属冠
- (8) 熱可塑性樹脂有床義歯
- (9) 有床義歯修理
- (10) 有床義歯内面適合法